

K-Report

2011年 8月 1日発行
第1巻 第5号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階
TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612
URL <http://www.tomiken.org>



1. 改正情報

目次

- 1 改正情報
- 2 ワークライフバランスの取組方法
- 3 所長コラム

■雇用保険の基本手当日額が5年ぶりに引き上げへ

雇用保険の基本手当日額が平成 23 年 8 月 1 日から引き上げられます。

今回の引き上げは、基本手当の算定基礎となる賃金日額の下限額の引き上げなどを内容とする改正雇用保険法が 8 月 1 日に施行されること、また平成 22 年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」による平均的給与額)が、平成 21 年度と比べ約 0.3%上昇したことに伴うもので、この引き上げ措置は平成 18 年以來 5 年ぶりのこととなります。実施される内容は以下のとおりです。

【変更内容】

●基本手当日額の最低額の引き上げ

1,600 円 ⇒ 1,864 円 (+264 円)

●基本手当日額の最高額の引き上げ

・60 歳以上 65 歳未満

6,543 円 ⇒ 6,777 円 (+234 円)

・45 歳以上 60 歳未満

7,505 円 ⇒ 7,890 円 (+385 円)

・30 歳以上 45 歳未満

6,825 円 ⇒ 7,170 円 (+345 円)

・30 歳未満

6,145 円 ⇒ 6,455 円 (+310 円)

※雇用保険の「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した 1 日当たりの支給額をいいます。また、基本手当の給付日数は離職理由や年齢等によって決められています。

なお、この改正により雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の支給金額が増えることが見込まれます。これは、雇用調整助成金および中小企業緊急雇用安定助成金の助成額が【1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度】とされているもので、今回の改正によって最高額が 7,505 円⇒7,890 円に引き上げられるためです。

2. ワークライフバランスの取組方法

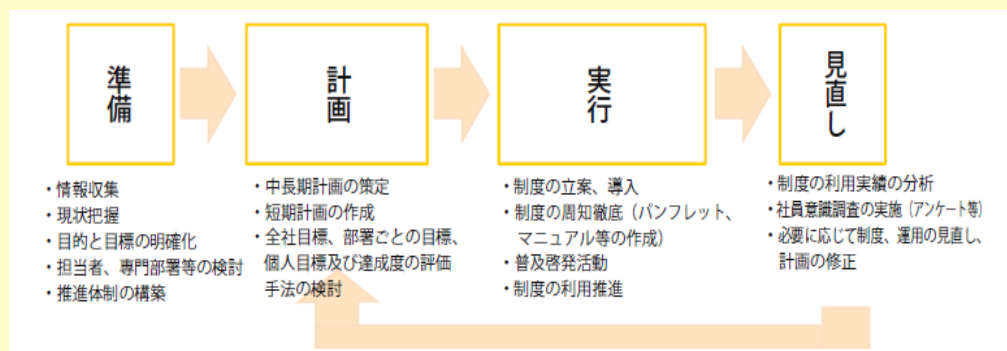
■取組へのステップ

時々、『制度を導入したものの、ほとんど活用されず、これまでと何も変わっていない』と言った声を聞くことがあります。巷に溢れる【ワークライフバランス】と付いた名ばかりの制度をそのまま導入してしまったことが主な原因ではないでしょうか。

本来、ワークライフバランスに必要な取組は3つの段階があると言われます。1つ目は取組の土台となる【職場風土】、2つ目は【働き方・仕事の仕方】、そして3つ目が【両立支援に関わる制度】です。まずは経営者のリーダーシップのもと、どのような体制で取り組むのかを決め、現状評価を適切に行い、次に何に取り組むべきかの優先順位づけを行うことが必要です。その際には、経営理念や経営資源、職場の雰囲気などを踏まえて判断することが重要となります。

【絵に描いた餅】で終わることなく、個人・企業の双方にとって十分な効果が期待できる制度を是非見つけて下さい。

●導入までの流れ



※【計画】・【実行】・【見直し】を繰り返し行うことで、より効果の期待できる制度に近づくことができます。

3. 所長コラム

■怒れ！日本人！！



いつまでも元気に働いて、幸せな老後を過ごしたいだけなのに・・・

厚生労働省発表による平成 22 年簡易生命表(平成 23 年 7 月 27 日)による平均余命は男性 79.64 歳女性 86.93 歳である。

年をとって頼りになるのが年金。多くの方は年金頼りに余生を過ごすことになるのだが、この日本の年金が頼りない。

高齢者社会の日本、政府は平成 25 年 4 月には定年 65 歳(協定による勤務延長でも可)の法制化を行っている。現在厚生年金に加入している人は、60 歳から 65 歳になるまでは、年金月額と給料の合計 28 万円が限度。この額を超えると年金没収。65 歳からは 46 万円が限度で、この額を超えると年金没収。働いていれば 70 歳まで年金を払い続け 75 歳まで 46 万円が限度で、この額を超えると年金没収。実はこの 46 万円、年々下がっています。

男性の平均余命は 79.64 歳、高齢化社会の日本「一生働け！！年金をあてにするな」「働きながら年金を貰いたかったら 46 万円以上の生活するな」

怒れ！日本人！！